

山梨県公報

第百十九号

令和二年

八月十三日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………四一九

○道路の供用開始(三件)……………四一九

公告

○一般競争入札について……………四二〇

○狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更……………四二二

告示

山梨県告示第二百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年九月三日まで一般の縦覧に供する。
令和二年八月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百十一号
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|------------------------------------------------|------|--------------|----------|
| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番五四二地先から 甲州市塩山一ノ瀬高橋六〇〇番地先まで | 旧 | 八・二 一八・六 | 一四八・二 |
| | 新 | 一一・八 三三・六 | 一四八・二 |

山梨県告示第二百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和二年九月三日まで一般の縦覧に供する。
令和二年八月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|-------------------------------------------------|------|-------------|----------|
| 大月市猿橋町小沢字上田中四二一番一〇地先から 大月市猿橋町小沢字上田中三八八番四地先まで | 旧 | 五・四 一一・七 | 六〇・九 |
| | 新 | 五・四 一〇・八 | 六〇・九 |

山梨県告示第二百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年九月三日まで一般の縦覧に供する。
令和二年八月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-----|----|----------|---------|
| | | | | |

| | | | | |
|----|---------|-----------------------------------------------------------|-------|-----------|
| 県道 | 県民の森公園線 | 南アルプス市中野字城山三二二 一番一地从先から 南アルプス市上市之瀬字中尾山 一七六〇番地先まで | 一四八・二 | 令和二年八月十三日 |
|----|---------|-----------------------------------------------------------|-------|-----------|

山梨県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年九月三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年八月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|-------|------------------------------------------------|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| 県道 | 甲府山梨線 | 山梨市市川字膳棚一五八四番一 地先から 山梨市堀内字堰間七一第一地先 まで | 六四・二 | 令和二年八月十三日 |

山梨県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年九月三日まで一般の縦覧に供する。

令和二年八月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

| | | | | |
|-------|-----|----|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
| | | | | |

| | | | | |
|------|-------|-------------------------------------------------------------|------|-----------|
| 一般国道 | 百三十九号 | 北都留郡小菅村字梅木久保二七 五六番一・二地先から 北都留郡小菅村字梅木久保二七 五六番一六地先まで | 四一・六 | 令和二年八月十三日 |
|------|-------|-------------------------------------------------------------|------|-----------|

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年八月十三日

山梨県衛生環境研究所

所長 大澤 かおり

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和三年三月三十一日
 - 4 納入場所 山梨県衛生環境研究所長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県福祉保健部衛生環境研究所
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
- 1 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない

者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）のうち、「理化学機器」に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和二年八月二十日（木）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和二年八月二十日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇二七山梨県甲府市富士見一丁目七番三十一号山梨県衛生環境研究所（電話〇五五―二五三―六七二一）

2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和二年八月二十日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所におい

て直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和二年八月十九日（水）午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年九月二十四日（木）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市富士見一丁目七番三十一号山梨県衛生環境研究所

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 五に掲げる場所へ別途指示する方法により令和二年九月二十三日（水）午後五時までに到着するよう提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無
7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県衛生環境研究所（電話〇五五―二五三―六七二一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Liquid Chromatograph Tandem Mass Spectrometer 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM September 24, 2020

3 Bureau in charge: Yamanashi Institute of Public Health and Environment
1-7-31 Fujimi Kofu Yamanashi 400-0027 Japan TEL 055-253-6721

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の一部変更

令和二年四月十六日付で公告した狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施の公告を次のとおり変更する。

令和二年八月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

第一の狩猟免許試験の一の試験日時の一を次のとおり変更する。

1 第一回 令和二年十月十日（土）及び同月十一日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

第一の狩猟免許試験の二の試験場所を次のとおり変更する。

二 試験場所

1 第一回 北杜市長坂町長坂上条三千二百五十一番地専門学校山梨県立農業大学校

2 第二回 甲府市川田町五百十七番地山梨県立青少年センター

第一の狩猟免許試験の五の受験手続に次のとおり追加する。

3 提出方法 申請書その他の提出書類は、郵送により七の申請書の提出先に提出すること。

第一の狩猟免許試験の六の申請書の受付期間の一を次のとおり変更する。

1 第一回 令和二年八月十四日（金）から同年九月四日（金）までの消印のあるものを有効とする。

第一の狩猟免許試験の六の申請書の受付期間に次のとおり追加する。

3 第一回の試験の定員は百四十名とし、定員に達した場合は、受付期間内であっても申請を受け付けない。

第一の狩猟免許試験の七の申請書の提出先を次のとおり変更する。

七 申請書の提出先 山梨県森林環境部みどり自然課